

長野市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例等について

◇第2回長野市環境審議会開催後の経過

(1) 長野市環境審議会から長野市へ答申

○令和2年10月23日

答申書を市長に提出

※長野市環境審議会大澤会長及び高見澤副会長が対応

【答申に当たっての付帯意見】

- ①特定事業の対象とならない20kW未満の事業についても、法令順守の義務があるため、事業者の責務として、条文に明記すること。
(付帯意見に対する対応)
 - ・事業者の責務として、条例第4条に規定
- ②説明会の説明事項について、市が具体的な事例を明示するなど、条例の趣旨が市民及び事業者双方に伝わるよう十分に周知を図ること。
(付帯意見に対する対応)
 - ・説明事項チェックリストやチラシなどの作成、HPへの掲載などを行い、周知を図る。

(2) 条例（案）の議会提出

○令和2年12月議会提出 12月14日議決（12月25日公布）
※令和3年4月1日から施行

(3) 市民及び事業者への周知等

①広報等による周知

- ・ 広報ながの2月号へ掲載
- ・ HPへ掲載（12月28日掲載）

②条例施行に伴う説明会の実施（2月16日開催）

- ・ 広報ながの2月号及びHPで周知

③チラシ等の配布

- ・ 事業所及び関係部局（個別送付済）【別紙1】
- ・ 支所等の窓口…3月中旬予定（チラシ印刷発注済）【別紙1】
- ・ 届出時の配布資料…4月以降【別紙2】